

# 香川県報



第 72 号

平成 17 年

9月13日(火曜日)

平成十七年九月十三日

香川県知事 真鍋 武 紀

## 香川県規則第八十八号

香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則

（香川県証紙条例施行規則の一部改正）

第一条 香川県証紙条例施行規則（昭和三十九年香川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第三十五条」を「第四十五条」に改める。

（香川県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第二条 香川県屋外広告物条例施行規則（昭和四十年香川県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（許可の申請等）」に改め、同条第三項を削る。

第六条の見出し中「申請期限」を「申請期間」に改め、同条中「十日前まで」を「九日前から十日前までの間」に改める。

第八条第一項中「第九号様式」を「第七号様式」に、「第十号様式」を「第八号様式」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十八条中「第三十四条第二項」を「第四十四条第二項」に、「第十九号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条を第二十七条とする。

第十七条第一項中「第二十八条第一項第三号」を「第三十四条第一項第四号」に、「第十七号様式」を「第二十号様式」に、「講習会の課程を修了した」を「同項第一号から第三号までに掲げる」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項第三号」を「第三十四条第一項第四号」に、「第十八号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（標識の記載事項等）

第二十五条 条例第三十五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 営業所の名称

## 規則

●香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則

（都市計画課）

一

## 告示

●武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による

指定地方公共機関の指定

（危機管理課）

一三

道路の位置指定

（建築課）

一四

香川県証紙の売りさばき人の指定

（会計課）

一四

## 公告

土地改良事業の適否決定（四件）

（土地改良課）

一五

土地改良事業の同意（二件）

（ ）

（ ）

土地改良事業計画変更の同意

（ ）

（ ）

土地改良区の役員の退任の届出

（ ）

（ ）

土地改良事業の工事完了の届出

（ ）

（ ）

県営土地改良事業計画の変更

（ ）

一六

経営体育成基盤整備事業に係る異種目換地の指定

（ ）

（ ）

選挙管理委員会告示

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等

## 規則

香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

四 業務主任者の氏名

2 条例第三十五条の標識は、第二十二号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 条例第三十六条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 注文者の氏名又は名称及び住所

二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場所及び年月日

三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

2 条例第三十六条の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置に係る契約ごとに作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

第十六条中「第十六号様式」を「第十九号様式」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条第三項中「第十五号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条中「第十四号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条中「第二十七条」を「第三十四条第一項第二号」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条中「第十三号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の六条を加える。

(更新の登録の申請期間)

第十四条 条例第二十六条第三項の更新の登録の申請は、現に受けている同条第一項又は第三項の登録の有効期間の満了の日の九十日前から三十日前までの間に行わなければならない。

(登録の申請)

第十五条 条例第二十七条第一項第六号の規則で定める事項は、条例第二十六条第三項の登録を受けようとする者にあつては、その者が現に受けている同条第一項又は第三項の登録の登録番号とする。

2 条例第二十七条第一項の申請書は、屋外広告業登録申請書(第十一号様式)によるものとする。

3 条例第二十七条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 条例第二十七条第二項に規定する誓約書(第十二号様式)

二 登録申請者(法人にあつては条例第二十七条第一項第三号に規定する役員(以下「役員」という。)、屋外広告業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者にあつては登録申請者及びその法定代理人)の略歴書(第十三号様式)及び住民票の抄本(これに代わる書面を含む。以下同じ。)

三 法人にあつては、登記事項証明書

四 営業所ごとに選任される業務主任者が条例第三十四条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本

(登録簿の閲覧)

第十六条 条例第二十八条第三項の規定により屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供するため、香川県屋外広告業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を香川県土木部都市計画課内に置く。

2 登録簿の閲覧時間は、香川県の休日を除き、午前九時から午後五時までとする。

3 知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

4 登録簿を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 登録簿を閲覧所の外に持ち出さないこと。

二 登録簿を汚し、又は破らさないこと。

三 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

5 知事は、前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

(登録事項の変更の届出)

第十七条 条例第三十条第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(第十四号様式)に、次の各号に掲げる変更のあつた事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一 条例第二十七条第一項第一号に掲げる事項 登録申請者の住民票の抄本又は登記

事項証明書

二 条例第二十七条第一項第三号に掲げる事項 登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の抄本並びに新たに役員となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びその者の略歴書

三 条例第二十七条第一項第四号に掲げる事項 法定代理人の住民票の抄本並びに新たに法定代理人となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びその者の略歴書

四 条例第二十七条第一項第五号の業務主任者の氏名 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となつた者がいる場合にあつては、その者の第十五条第三項第四号に掲げる書面

(屋外広告業登録事項証明書の交付の申請)

第十八条 条例第三十一条の規定による申請は、屋外広告業登録事項証明書交付申請書(第十五号様式)により行わなければならない。

(廃業等の届出)

第十九条 条例第三十二条第一項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(第十六号様式)により行わなければならない。

第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「第十二号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(必要な知識を有する広告物管理者の設置)

第十条 条例第十八条第一項の規定で定める広告物又は掲出物件は、広告表示面積が三十平方メートルを超える広告物又は掲出物件とする。

2 条例第十八条第一項の規定で定める者は、条例第三十四条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

第一号様式(裏面)及び第三号様式(裏面)中

屋外広告業届出済  
証の年月日及び届  
出番号

年 月 日 第 号 印 を

屋外広告業の登録  
年月日及び登録番  
号

年 月 日 号 印

改める。

第七号様式及び第八号様式を削り、第九号様式を第七号様式とし、第十号様式を第八号様式とし、第十一号様式を削る。

第十二号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に、「表示」を「表示せられ」に改め、同様式を第九号様式とする。

第十三号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第十号様式とする。

第十九号様式中「第18条関係」を「第27条関係」に改め、同様式(表面)中「第34条第1項」を「第44条第1項」に改め、同様式(裏面)中「第34条」を「第44条」に、「管理」を「管理指し」に、「又は屋外広告業を営む者その他の関係者に対し」を「管理」を「管理指し」に、「又は屋外広告業の業務」を「当該職員に」に、「並びに、営業所その他の事業所」を「並びに」に、「若しくは掲出物件を」を「、掲出物件、景観その他の物件を」に改め、同様式を第二十三号様式とする。

第十八号様式中「第17条関係」を「第24条関係」に、「第28条第1項第3号」を「第34条第1項第4号」に改め、同様式を第二十一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第 号 印

第22号様式（第25条関係）

屋外広告業者登録票	
氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名	
登 録 番 号	香川県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

注 標識の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とします。

第十七号様式中「第17条関係」を「第24条関係」に、「第28条第1項第3号」を「第34条第1項第4号」に、「講習会の課程を修了した」を「香川県屋外広告物条例第34条第1項第1号から第3号までに掲げる」に改め、同様式を第六十号様式に改め、  
第十六号様式中「第16条関係」を「第23条関係」に、「第27条」を「第34条第1項第2号」に改め、同様式を第六十九号様式に改め、  
第十五号様式中「第15条関係」を「第22条関係」に、「第15条第3項」を「第22条第3項」に改め、同様式を第六十八号様式に改め、  
第十四号様式中「第14条関係」を「第21条関係」に、「第27条」を「第34条第1項第2号」に改め、同様式を第六十七号様式とし、同様式の前に次の六様式を加える。

第11号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)
-----------------------------

屋外広告業登録申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

香川県屋外広告物条例第26条 第1項 第3項 の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登 録 の 区 分		新 規	更 新
現に受けている登録の 登録番号（更新の場合）		香川県屋外広告業登録第 号	
登 録 申 請 者	住 所	郵便番号（ - ）	
	（ふりがな） 氏 名		
	〔法人にあつては、 名称及び代表者 の氏名〕		
	電 話 番 号		
役員の氏名（法人の場合）			

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

法定代理人 (未成年者 の場合)	住 所	郵便番号 (      -      )	
	(ふりがな) 氏 名		
	電 話 番 号		
香川県の区域(高松市の区域を除く。)内において営業を行う営業所			営業所ごとに選任され る業務主任者の氏名
名 称	所在地	電話番号	
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 誓約書</li><li>2 登録申請者(法人にあつては役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつては登録申請者及びその法定代理人)の略歴書及び住民票の抄本</li><li>3 法人にあつては、登記事項証明書</li><li>4 営業所ごとに選任される業務主任者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本</li></ol>		

第12号様式（第15条、第17条関係）

（日本工業規格A列4番）

誓 約 書

香川県知事 殿

私は、香川県屋外広告物条例第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

登録申請者（屋外広告業者） 住 所  
氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

香川県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第29条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第27条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

第39条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが第39条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの

第39条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  
法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの  
営業所ごとに第34条第1項に規定する業務主任者を選任していない者



第13号様式(第15条、第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

## 略 歴 書

区 分	登録申請者	法人の役員	法定代理人
住 所			
(ふりがな) 氏 名			
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 又 は 業 務 の 内 容	
行政処分等	年月日	内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名			

- 注 1 区分は、不要の文字を横線で消してください。  
2 略歴は、最近のものから順次記入してください。  
3 行政処分等は、屋外広告物法に基づく条例の規定により処分を受けた経歴及び当該条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。  
4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式 (第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) -

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号	香川県屋外広告業登録第 号		
変 更 の あ つ た 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

添付書類	<p>1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本又は登記事項証明書</p> <p>2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の抄本並びに新たに役員となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びその者の略歴書</p> <p>3 法定代理人の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本並びに新たに法定代理人となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びその者の略歴書</p> <p>4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となつた者がいる場合にあつては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</p>
------	--

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第15号様式(第18条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)
-----------------------------

屋外広告業登録事項証明書交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) -

香川県屋外広告物条例第31条の屋外広告業登録事項証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	香川県屋外広告業登録第 号

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式(第19条関係)

(日本工業規格A列4番)

## 屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) -

屋外広告業者との関係

香川県屋外広告物条例第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	香川県屋外広告業登録第 号
廃 業 等 の 内 容	1 屋外広告業者の死亡 2 屋外広告業者の合併による消滅 3 屋外広告業者の破産手続開始の決定による解散 4 屋外広告業者の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 5 屋外広告業の廃止
廃 業 等 の 年 月 日	年 月 日

- 注 1 廃業等の内容は、該当番号を 印で囲んで示してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第三条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表三監理課の部十四の項第十号及び別表四の三十二の表十五の項第十号中「広告物の存する土地」を「営業所その他の事業所」に、「三十四条一項」を「四十四条一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 香川県屋外広告物条例(昭和四十年香川県条例第十八号)第六条、第七条第三項又は第十二条第一項の許可の申請をする者は、当該許可に係る広告物の工事施工者が香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第二十五号。以下「改正条例」という。)(附則第二項の規定により改正条例第二条の規定による改正後の香川県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)(第二十六条第一項の登録を受けなくて引き続き屋外広告物を営んでいる者であるときは、屋外広告物許可申請書又は屋外広告物変更等許可申請書の工事施工者の屋外広告物の登録年月日及び登録番号の欄に、当該工事施工者に係る第二条の規定による改正前の香川県屋外広告物条例施行規則(以下「旧規則」という。)(第八条第二項の規定により交付された屋外広告物届出済証(以下「届出済証」という。)(の年月日及び届出番号を記載しなければならない。

3 改正条例附則第三項の規定により新条例第二十六条第一項の登録を受けた屋外広告業者とみなされて新条例第三十条第一項又は第三十二条第一項の規定の適用を受ける者は、これらの規定による届出をするときは、屋外広告物登録事項変更届出書又は屋外広告物廃業等届出書の登録年月日及び登録番号の欄に、その者に係る届出済証の年月日及び届出番号を記載しなければならない。

4 旧規則第十六条又は第十七条第二項の規定により交付されている屋外広告物講習会修了証書又は認定書は、それぞれ第二条の規定による改正後の香川県屋外広告物条例施行規則第二十三条又は第二十四条第二項の規定により交付された屋外広告物講習会修了証

書又は認定書とみなす。

5 旧規則第一号様式及び第三号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

告示

香川県告示第五百七十一号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百二号)第二条第二項の規定による指定地方公共機関として平成十七年九月十三日次のとおり指定した。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真鍋武紀

名 称 所 在 地

社団法人香川県エルピーガス協会 高松市錦町一丁目六番八号

西日本放送株式会社 高松市丸の内町八番一五号

株式会社瀬戸内海放送 高松市西宝町一丁目五番二〇号

山陽放送株式会社 岡山県岡山市丸の内二丁目一番三号

岡山放送株式会社 岡山県岡山市学南町三丁目一番一号

テレビせとうち株式会社 岡山県岡山市野田五丁目八番八号

株式会社エフエム香川 高松市西宝町一丁目四番二三号

香川県告示第五百七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真鍋武紀

一 指定 番号 中土指道 第十号

二 指定 年月日 平成十七年八月二十九日

三 指定道路の位置 丸亀市津森町字上拾丁分一〇八及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・一六メートル及び五・〇

○メートル

延長 三九・八一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第五百七十三号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定年月日

平成十七年九月二日

二 住所

高松市太田下町二三八九番地一

三 氏名

池添 治

四 売りさばき場所

高松市多肥下町二〇番地

公 告

香川県公告第五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月十九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月二十一日から同年十月十日まで縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業辻尾池地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業新池地区	"

香川県公告第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月二十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月二十一日から同年十月十日まで縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業友久地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業新田中地区	"
"	単独県費補助土地改良事業北堀江地区	"

香川県公告第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月二十九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月二十一日から同年十月十日まで縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所

木田郡庵治町 土地改良区	単独県費補助土地改良事業坊の奥下池地区	庵治町建設経 済課
"	香川用水非受益地域用水確保事業竹原池地区	"
"	香川用水非受益地域用水確保事業坊の奥下池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業庵治大池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業本樋筋水路地区	"
"	単独県費補助土地改良事業西表水路地区	"

香川県公告第五百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、香川県内場池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）畑田地区）を行うことについて平成十七年八月二十三日適當と決定した。

その関係書類を綾南町経済課において平成十七年九月二十一日から同年十月十一日まで縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、琴平町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）通町地区）を行うことについて平成十七年八月二十二日同意した。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月二十三日同意した。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
香川町	非補助土地改良事業一本木山下地区
"	非補助土地改良事業新開北地区

香川県公告第五百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（団体営基盤整備促進事業乙井川北地区）計画を変更することについて平成十七年八月十八日同意した。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規程により、三豊郡山本町土地改良区から役員の内退任について次のとおり届出があった。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	河野 保夫	三豊郡山本町大字大野九〇一番地	平成一七、八、一五

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
----------------	-----------	-----	---------

従前の土地の表示

香川県知事 真 鍋 武 紀

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾上町大字山田下字秋野	二五二五二	田	田	四五八平方メートル

**選挙管理委員会告示**

香川県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十七年九月十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

五十分の一の数	一六、七三五
三分の一の数	二〇六、〇三六
県議会議員各選挙区における三分の一の数	
高松市選挙区	九一、四二七
丸亀市選挙区	二九、六九四
坂出市選挙区	二〇、五八三
善通寺市選挙区	九、五一一
観音寺市選挙区	一一、〇三一
さぬき市選挙区	一五、四二四
東かがわ市選挙区	一〇、五〇四

香川県三豊郡三野町土地改良区	基盤整備促進事業（農業用排水路整備）	汐木地区	平成一六、二、六
"	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）	手石場地区	平成一七、二、二
"	単独県費補助土地改良事業（揚水施設補修事業）	汐木揚水機場地区	平成一七、三、一四
"	単独県費補助土地改良事業（揚水施設補修事業）	瀬入池揚水機場地区	平成一七、三、一四
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）	荷池地区	平成一七、三、一四
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）	仁尾坂池地区	平成一七、三、一四
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）	志田尾池地区	平成一七、三、一四

香川県公告第五百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七條の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）多度津地区）計画を平成十七年八月三十日変更した。

その関係書類を多度津町産業課において平成十七年九月二十一日から同年十月十一日まで縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九條の二第三項において準用する同法第五十三條の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区（第二工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年九月十三日



小豆郡選挙区	九、六六七人
木田郡第一選挙区	七、九九六人
木田郡第二選挙区	六、七六三人
香川郡選挙区	九、八七二人
綾歌郡選挙区	一三、七二九人
仲多度郡第一選挙区	八、九〇四人
仲多度郡第二選挙区	六、五六一人
三豊郡第一選挙区	二〇、一一三人
三豊郡第二選挙区	五、九六四人

平成十七年九月十三日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています